

原管発官 R2 第 175 号  
令和 2 年 10 月 9 日

経済産業大臣 殿

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

工事計画認可申請書の一部補正について

令和 2 年 9 月 25 日付け原管発官 R2 第 138 号をもって申請しました工事計画認可申請書について、別紙のとおり一部補正します。

本資料のうち、枠囲みの内容は、  
商業機密あるいは防護上の観点  
から公開できません。

別 紙

## 目 次

1. 補正項目を記載した書類
2. 補正を必要とする理由を記載した書類
3. 補正前後比較表
4. 補正内容を反映した書類

## 1. 補正項目を記載した書類

補正項目

補正項目及び補正箇所は下表のとおり。

補正項目	補正箇所
IV 核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第 43 条の 3 の 9 第 1 項の認可の申請をした年月日を記載 した書類	「3. 補正前後比較表」による。

## 2. 補正を必要とする理由を記載した書類

### 補正を必要とする理由

令和2年9月25日付け原管発官R2第138号にて申請した工事計画認可申請書に添付している「IV 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日を記載した書類」について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の規定に基づき認可の申請をした設計及び工事計画を一部補正することに伴い、その発信年月日及び発信番号を反映する。

### 3. 補正前後比較表

【IV 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日を記載した書類】

補正前	補正後	備考
<p>当該事業用電気工作物に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日は以下の通り。</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事計画認可申請書番号 原管発官25第226号(平成25年9月27日)</p> <p>以下、設計及び工事計画認可申請書の一部補正を行った書類番号 原管発官30第174号(平成30年12月13日) 原管発官R1第30号(令和元年7月5日) 原管発官R2第137号(令和2年9月25日)</p> <p style="text-align: center;">1</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 135px; top: 480px;">K7 電 IV R0E</p>	<p>当該事業用電気工作物に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日は以下の通り。</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事計画認可申請書番号 原管発官25第226号(平成25年9月27日)</p> <p>以下、設計及び工事計画認可申請書の一部補正を行った書類番号 原管発官30第174号(平成30年12月13日) 原管発官R1第30号(令和元年7月5日) 原管発官R2第137号(令和2年9月25日) <u>原管発官R2第174号(令和2年10月9日)</u></p> <p style="text-align: center;">1</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 525px; top: 470px;">K7 電 IV R1E</p>	<p>令和2年10月9日に一部補正した柏崎刈羽原子力発電所第7号機設計及び工事計画認可申請書の発信年月日及び発信番号の反映</p>

#### 4. 補正内容を反映した書類

当該事業用電気工作物に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 第 1 項の認可の申請をした年月日は以下の通り。

柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機

設計及び工事計画認可申請書番号

原管発官 25 第 226 号（平成 25 年 9 月 27 日）

以下、設計及び工事計画認可申請書の一部補正を行った書類番号

原管発官 30 第 174 号（平成 30 年 12 月 13 日）

原管発官 R1 第 30 号（令和元年 7 月 5 日）

原管発官 R2 第 137 号（令和 2 年 9 月 25 日）

原管発官 R2 第 174 号（令和 2 年 10 月 9 日）